

令和8年度輝け！TOKYO 未来アスリート応援事業

競技用具運搬費取扱基準

大会や強化合宿へ参加する際、大型の競技用具をやむを得ず自家用車で運搬する場合は、以下のとおり取り扱う。

1 運搬内容

参加に必要な大型の競技用具の運搬とする。

2 運搬費支給額

1回の大会、強化合宿につき、別紙のとおりとする。

3 証明方法

競技用具運搬費領収書（様式第15号輝）

4 その他

- （1）事業対象者が自家用車で運搬する場合に限る（車1台につき1人）。
- （2）借上げ車両を使用した場合は対象外とする。
- （3）運搬中、フェリー等に乗車した場合は対象外とする。
- （4）運搬中に発生した事故等については、運転者及び競技団体の責任において対応すること。